



来週の投資戦略 (9/17-20)

日米金融政策、自民党総裁選に注目

2024年9月15日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 9月17-18日、米連邦公開市場委員会 (FOMC) — 今回の利下げの後には？
- 9月19-20日、日銀、金融政策決定会合 — 年内利上げはある？
- 9月20日、全国消費者物価指数 (CPI) — 前年比+3.0%、コアコア+2.0%？

株式市場見通し

先週は米国で大きなイベントを控えていたので、わが国の株式投資家も前半は様子見姿勢だった。米大統領候補者討論会が終了する日に、エヌビディア (AI 半導体最大手) のフォン会長が新しい GPU の需要の強さを語ると、半導体関連銘柄が急反発した。木曜日のわが国の市場もその流れに乗って大幅高となったが、週間で見ると主要株価指数は戻りきらないものもあった。これは円高警戒感が強かったためだろう。先週の米ナスダック市場が 6%も戻したのとは大きな違いだ。来週は日米の金融政策会合が実施され、その後トップの会見がある。あらゆる市場関係者が注目している。

8月のジャクソンホール会議でパウエル連邦準備理事会 (FRB) 議長が金融政策変更を強く示唆して以降、市場の関心は今回の FOMC で 0.5%の利下げもあるかとそわそわしていたが、この間発表の経済指標はやや弱い程度で、インフレも予想通りだったので、0.25%利下げが優勢になった。ところが、ここ数日 0.5%利下げに賭ける者があり、米ドル売り、円買いが優勢になった。もう一つ大切なのは、年末までの利下げペースだろう。金融市場関係者は速いペースでの利下げを期待している。米国株市場には良いニュースだが、わが国の株式投資家には緊張を強いることになるかもしれない。

日銀の金融政策決定会合の結果は金曜日昼に発表予定で、今回は政策変更はないだろう。午後3時半の記者会見で、年内利上げがあるか、様々な角度から植田総裁は質問されよう。その際に、8月7日の内田副総裁との意見の相違を問い詰められよう。この間、政府委員が財政金融審議会で質問しているが、議員は市場を混乱させる責任を担うので、あえて追求しなかったと見えなくもない。マスコミはそういうことはお構いなしだ。しかも現在の自民党総裁選で明らかに「安倍・黒田路線」に戻そうとする動きもある。植田総裁はそうしたことも頭に入れて慎重に話す、あるいは回答しないだろうか。

最後に、現在選挙期間中の自民党総裁選について。連日9名がテレビ討論会に出て話すが、最後の候補者が話す頃には最初の候補者が何を話したか忘れてしまう。一つのテーマでこんな具合だから、これでは議論が深まらない。14日時点のある選挙アナリストの分析では石破氏と高市氏が最有力という。小泉氏は早期解散と労働規制改革が唐突でやや疑問視されているようだ。石破氏と高市氏は財政に関する考え方は真逆に近い、金融に関する考え方もやや不安だ。国土強靱と防衛に関する意見は近いだろう。このあたりの分野がポートフォリオに入っているか、十分か確認することは大切。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。